

# 福岡県公報

平成十九年十一月三十日  
第二千七百五十七号  
増刊  
①

## 目次

### 企業局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

(企業局管理課) …………… 一

### 企業局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

福岡県企業管理者 山田修嗣

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程(平成十年福岡県企業局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「十分の八」を「十分の九」に改め、「既済部分の十分の九」を「既納部分に対する代価」に改める。

### 附則

この規程は、平成十九年十二月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）